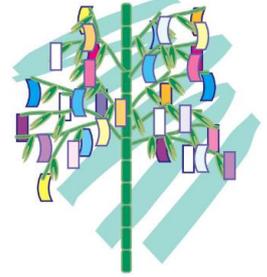


# 労務通信

2015.7月号

## 深刻化する「ブラックバイト」の実態は？



### ◆「ブラックバイト」とは？

学生のアルバイトに過重な働き方を強要させ、学業等の学生生活に支障をきたしてしまう「ブラックバイト」が深刻化しています。ブラック企業対策プロジェクトは、昨年7月にアルバイト経験のある大学生に調査を行い、「3割弱の学生が週20時間以上のアルバイト就労」「4人に1人が会社の都合で勝手にシフトを入れられている」「不当な扱いの経験率は7割弱」との実態を公表しました。

これらの他にも、「ノルマの未達成を理由に商品の買い取り」「上司からのパワハラ・セクハラ」などが挙げられており、違法行為が存在している可能性もあるとして問題となっています。

### ◆学生がバイトを辞められない理由とは？

では、なぜこういった事態が起こっているのでしょうか。理由の1つは、学費の高騰、仕送り額の減少、奨学金制度の不備などによって、多くの学生は、収入がなければ学生生活を送ることが困難な状況になっていることです。こうした学生の経済事情につけ込み、アルバイトに正社員並みの義務やノルマを課したり、違法な労働をさせたりする企業が増加しています。

また、学生の責任感の強さを利用してあえて重い責任の仕事を与えたり、職場での人間関係を密にしてバイト先を学校以上の居場所にさせたりといったことが意図的に行われている場合もあります。

### ◆最新の動向は？

厚労省は4月から、学生がアルバイトをする際にトラブルに巻き込まれることがないように、労働基準法などに関する知識を持ってもらう「アルバイトの労働条件を確かめよう！」というキャンペーンを始めました。

また、大学生の労働相談を受け付ける労働組合「ブラックバイトユニオン」は、アルバイト先で不当な扱いを受けた際には労働組合や弁護士等に相談するよう呼びかけ、トラブルに遭った際には給与明細やメモ、録音データ等の証拠を残すことを解決策として挙げています。

最近では、厚労省が学習塾業界に適正に賃金を支払うよう異例の要請をしていたことがわかりました。「講師の授業前後の賃金が払われていない」等の相談が相次いでおり、業界全体で改善に取り組むよう求めています。

## 助成金情報

### ◆「ストレスチェック」実施促進のための助成金(従業員 50 人未満の事業所が対象)

今年の12月1日より、従業員50人以上を使用する事業所において「ストレスチェック」の実施が義務づけられますが、それに先立ち、50人未満の事業所がストレスチェックを実施し、医師による面接指導などを行った場合に事業主が費用の助成を受けることができる制度が新設されました。

### ◎「ストレスチェック」実施促進のための助成金

#### 【概要】

事業場の所在地が同一の都道府県である、複数の事業場(従業員50人未満)が、合同でストレスチェックを実施し、また、合同で選任した産業医にストレスチェック後の面接指導等の産業医活動の提供を受けた場合に、費用の助成を受けられる制度。

#### 【要件】

- ① 常時使用する従業員数が50人未満であり、同一の都道府県内にある複数(2から10まで)の小規模事業場で集団を構成していること。
- ② 小規模事業場の事業者が産業医を合同で選任し、ストレスチェックに係る産業医活動の全部又は一部を行わせること。
- ③ ストレスチェックの実施者及び実施時期が決まっていること。
- ④ 集団を構成する全ての小規模事業場において、ストレスチェック及び面接指導を行う予定であること。
- ⑤ 集団を構成する小規模事業場の代表者と②の産業医が同一者でないこと。

#### 【助成金額】

次の費用が助成。

助成対象	助成額(上限額)
① ストレスチェックの実施	1従業員につき500円
② ストレスチェックに係る産業医活動	1事業場あたり産業医1回の活動につき 21,500円(上限3回)

50人未満の事業所について、ストレスチェックの実施は義務づけられておりませんが、中小企業においてメンタル不調者が発生した場合の損害はとて大きいものです。従業員のこころの健康チェックとして、この助成金を活用し、メンタル不調者を出さない職場環境を作りませんか？

＜この助成金に関するご相談・お問い合わせ＞

合同労務 『こころの健康』相談窓口 担当：咲花